

第二十六回
参議院大蔵委員会會議録第二十八号

昭和三十一年四月十二日(金曜日)午後
一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君
理事 木内 四郎君
西川 基五郎君
大矢 正君
天坊 裕彦君
稲浦 鹿藏君
木暮武太夫君
塩見 俊二君
高橋進太郎君
土田国太郎君
苦米地英俊君
宮澤 喜一君
天田 勝正君
栗山 良夫君
杉山 昌作君

委員

政府委員

北海道開発
政務次官 中山 榮一君
北海道開
発庁次長 田上 辰雄君
経済企画
庁長 植田 俊雄君
大蔵省主計
局法規課長 中尾 博之君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

北海道開発
庁 桑原 幸信君
企画室主幹
大蔵省理財局
有財産第一課長 天野 四郎君

第五部 大蔵委員会會議録第二十八号 昭和三十一年四月十二日【参議院】

本日の會議に付した案件
○北海道開発公庫法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国有財産法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○国有財産特別措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

○国の庁舎等の使用調整等に関する特
別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○国有財産特殊整理資金特別会計法案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員
会を開きます。

まず、北海道開発公庫法の一部を改
正する法律案を議題とし、提出されま
した資料及び東北興業株式会社法の一
部改正案、東北開発促進法案の要旨等
について、経済企画庁当局より説明を
聴取いたします。

○政府委員(植田俊雄君) 本日当委員
会の議題となつております北海道開発
公庫法の一部改正は、北海道開発公庫
を改組いたしまして、東北地方開発に
関する業務を行わせるのでございま
して、この機会に東北開発全般につい
て政府が従来行なつて参りました施策
の概要を御説明申し上げたいと思いま
す。東北地方の開発を述べないのであり
ますれば、明治以来の施策、あるいは
昭和九年の東北地方の大凶作を契機と
して発足しました昭和十年来の東北振
興の諸施策から始めるべきかと存じま
すけれども、これは省略することとい
たしまして、最近経済企画庁がこの問
題に關係を持つに至りました以後の経

過について簡単に御説明申し上げま
す。

経済企画庁開発部は、国土総合開発
法に基きまして、国土の総合開発に関
する計画を立てる責任を負つておるの
でございまして、この計画は全国的な計
画あるいは特定地域、府県単位の計画
もありまして、また地方計画、すなわ
ち東北地方なら東北地方という一つの
ブロックの開発計画を立てることをも
所管いたしておるのでございまして、
従つて北海道開発のうちに、北海道開
発庁という特別の官庁があれば別で
ございまして、ただいまのところは、経済
企画庁が所管するのが本筋でございま
すので、今回の東北開発に関する立案
も私も行ないましたし、また今回提
案になつております三つの法案が成立
いたしましたれば、経済企画庁開発部が
東北開発の事務を所管することが明確
に相なりまして、開発部内に東北開
発室を新設することに予定いたしてお
る次第でございまして。

昭和三十年と昭和三十一年度は東
北開発について調査の段階でございま
して、両年度ともそれぞれ東北開発調
査費一千万円が企画庁に計上になつて
おるのでございまして。昭和三十一年度
におきましては、各種の社会経済的調査
を各種の調査機関に委託しまして実施
いたしました。昭和三十一年度におき
ましては、東北地方の特異な資源であ
りますところの砂鉄、天然ガスの企業
的な調査と、ビート栽培の可能性に関
する調査を行なつたのでございまして。

こうした調査を行いますと並行いたし
まして、経済企画庁を中心に關係各省
と協議いたしまして、東北開発の具体
策を検討したのでございまして、御承
知の通り昨年の五月二十八日、衆議
院で行なわれました東北開発に関する
決議の趣旨に則つて行なつたもので
ございまして。

それでは東北地方開発の目標をど
うにかという問題であります。東
北開発促進法案にありますが、内
閣總理大臣が東北開発審議会の議を
決定いたしましたところの東北開発促
進計画によつてきます問題でございま
すが、ただいまのところ私もこの
ままでは、東北地方にありましてこ
ろの未開発の資源の活用によつて、わ
が国の経済発展に寄与するということ
に重点をおいて運用されるべきもので
あると考えておる次第でございまして。
東北地方の資源につきましてはお手元
にお配り申し上げております東北開発
の推移と現況というパンフレットに
よつてごらんいただくことにいたしま
して、省略させていただきますが、資
源開発に必要な法的措置を今回三つの
法案として提出した次第でございま
す。

まず第一に、東北開発促進法案で
ございまして、先ほどもちよつと申し上
げましたように、東北開発促進計画で
ございまして、これを審議するための
審議会の構成等につきましては、促進
法案の第三条より第八条にわたつて規
定いたしておるのでございまして。

第二に、東北開発に必要な各種の公
共的事業でございまして、各種の未開
発資源を開発するためには、各方面に
わたる産業基盤施設を必要とするので
ございまして。たとえば鉄道、道路、港
湾等の輸送施設、電力の増強、農地の
改善、国土保全施設等でありまして、
これらは先ほど申しました促進計画に
おいて計画決定になるのでございま
す。そこでちよつと御理解願ひいた
すことは、この東北開発促進計画は内
閣總理大臣が作成いたしました。具体的
に申しますれば、経済企画庁が内閣總
理大臣の補佐機関として作成するわけ
でございまして、作成に当りまして
は、關係各行政機関と協議して立案す
ることは申すまでもないことであり、
また事業予算は経済企画庁に計上せら
れるのではなく、それぞれの所管に応
じて計上せられ実施せられることに
なつておるのでございまして。この点は
促進法案の第九条に明確になつてお
ります。なお、政府といたしましては東
北開発に対する基本的態度は同じ法
案の第一条に明確にされております。
そこで促進計画で決定されました各種
の事業に關しまして、経済企画庁は調
整的な役割を果すにすぎないのでござ
いまして、この点は同法案の十条に
おいて明確にいたしております。

第三にいたしまして、東北各県が各
種の公共事業を実施する場合におき
ます地方財政の特例がございまして。こ
れは促進法案の第十二条において地方
財政再建特別措置法の特例として規定

○大矢正君 さつきあなたの説明の中に、三十一年度は砂鉄、及び天然ガスと、それから特に東北において、北海道と同じように、ピートが栽培できるかという研究、こういう面での調査、検討というものが進められた。こういうことの説明がありました。が、当面する東北開発の具体的な目標というものは、今あなたが言われた、さつき私が繰返し述べた砂鉄とか天然ガスとか、テンサイ糖の研究という、こういう範囲においてしか具体的な計画というものを奮いておらないのですか。その点をお伺いしたい。構想としていろいろ持っておられることはわかるのですが、それは構想じゃなくて、もっと現実的な基盤がなければならぬのであって、それに相当やはり調査も必要である。ところが今あなたの言われているところからいうと、砂鉄とか、天然ガスとかピートの研究、それ以外はあまりなされていない。そうすると、鉄物資の探掘その他については、どの程度の資金と、そうしてまたどういう計画に基いて行うという、そういうようなことまで検討がされておられるに思いますが、そういう点についてのお答えをいただきたい。

○政府委員(植田俊雄君) 三十一年度の予算におきまして、砂鉄、天然ガス、ピートの調査をいたしました。これだけが東北地方で開発可能な資源と

いう意味でもございせん。これらの資源につきましては、従来研究も十分でございまして、また特異な資源でございまして、この資源が調査されることによつて、東北開発に一つの新しい考え方が加え得るのではないか。こういう意味でやるわけではございません。なお、お手元にご覧いただけます。東北地方の金属資源等も相当あるものでございまして、この金属資源にいたしましては、推定埋蔵量でございまして、的確な資料と申せぬけれども存じますけれども、業界の意見等を聞いてみますと、やはり将来の鉱物資源を望む場所といたしましては、東北地方に最も重点を置いておられる状況でございまして。最近の仙台の通産局からの話によりますと、東北地方における鉱業権の出願件数が非常にふえているようでございす。なお、それに関連いたしまして、三十二年度予算におきましては、建設省に鉱山開発道路の予算を約二億円計上になつておられて、こういった鉱山開発道路を通じて、東北地方の鉱物資源の開発に当たりたいと考えておるわけでございます。

○大矢正君 資料をいたして、まだ読んでおりませんし、概括的にこの目次を拾つて見る程度でありますからして、こまかいこと、詳しいことを申し上げることはできないので、後刻あらためてこの内容をよく読ましていただいでから、なお、こまかい点の質問をいたしたいと思つておりますが、部分的に、地域開発と申しますか、部分開発というものは、この計画の中には出されております。たとえば只見川の地域はどうするとか、新潟県

はどこにするとか、というようにして、各県ごとに行う企業といひますか、事業といふものはどの程度の内容を持つものであるかといふことは書かれておりますけれども、東北全体を通じて、総体的にどういう開発を立てるかといふ点が、私もらつて資料の中では書いておられないように思つて、少くとも、開発計画といふものは、東北六県、新潟を含めて、七県ですか、一緒に後進地域として行つておられるかと思つて、部分的に、一県ごと、開発を行つておられるものでは、私はないと思つておられますが、ところがこの内容を見ると、ある程度は、福島県でいくと、石炭があつて、その石炭はどの程度に品位があるとか、それとセメントの結びつきとかいふものは出ておりますけれども、東北全体を通じての方針といふものが、買かれていないような感じがするのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(橋田俊雄君) ただいま御指摘になりました資料につきまして、一応お断わりを申し上げておきます。この資料は、昭和三十年度の一千萬円の調査費の中から委託調査いたしました部分の一部分でございまして、I・C・Cという産業の調査機関がございまして、その調査機関が私どもの方に報告して参りました資料そのままでございまして。その後の各県の調査もまた別途進めておるわけでございます。現在公庫の四十五億の資金に對しまして、どの程度の貸出しの希望があるかといふことにつきましては、別途融資期待推計表によりまして、百三十億円の資料を御提出いたしております。

すので、その方をこらういたしたいと思ひます。

○大矢正君 これは東北だけじゃなくて、北海道でも問題になつたと思ひますし、おそろしく相当論議の中心にしなければならぬ問題だと思つておられますが、産業計画会議の中における開発構想の基本的な面だと、私は思つておられますが、産業計画会議の中で、経済の、いわゆる構想と申しますか、それから利益と申しますか、そういう面を中心として開発を行つておられます。もう一つ具体的にいへば、利益の上らないところに、利益の存しないところに金をつぎ込むといふことは、おそろしくナンセンスだといふ、そういう構想が貫かれておられるに私は感ずるのであります。もう一つ具体的にいうと、その企業なら企業を誘致することによつて、その地域の開発が促進されることはもちろんであるけれども、同時に、あわせて、その企業は十二分に採算のとれる企業であるし、利潤の確保できる産業である、企業である、こういう立場がなければならぬといふことが、産業計画会議あたりでは非常に強く言われております。もしこの構想を、こういう考え方を基礎として開発を行つたとすれば、私はその開発が、必ずしも結果としてはその地域の住民の幸福と、それから生活の向上、そして文化の発展という問題とは結びつかない結果が出てくる危険性があるのではないか。もちろん金をつぎ込むのでありますからして、直ちに効率が生まれるような、そういう必要性はわかりますけれども、それに重点をおきますれば、地域開発、産業開発といふ

ものは、必ずしも妥当な結果に終らないような気もするのですが、片方では産業計画会議はそういう主張を盛んにしておる。こういう点について、あなたは東北開発を促進するに當つて、当面の立案者としてどのように考えておられるか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(橋田俊雄君) 私は中谷博士の論文も読みましたし、その基礎になつておりますダイヤモンドに出ました産業計画会議の資料も読みまして、開発計画に當るものとして、大いに啓発され、また参考とすべきものを十分知ることができたわけでありまして。しかしながら産業計画会議が北海道開発計画について批判されましたものを全部そのまま正しいのかどうかといふことはなつておらず、私も正しいといふ切に感じます。その点は国の資金あるいは地方の資金の投下によつて実施されます各種の公共事業の効果の判定と、私企業における効果の判定との間の若干の考え方の相違に基づくものではないかと考えておるわけでございます。私企業の採算から申しますれば、単に利益さえ上げればいいわけでありまして、あるいは産業は大都市中心に集中していかもしれないのでございまして、国家全体に立脚から申しますれば、やはり産業は各地に分散され、また各種の開発が地域的に均衡のとれた、これも理想的に必ず平均というわけでもございせんが、各地の実情に応じて均衡のとれた発展をすることが望ましい形ではないかと考えておるわけでございます。そういう意味から申しまして、現在の東北の現状を見ますならば、東

北における第二次生産の額は全国の五割でございまして、産業構成から申しますれば、明治の末期から大正の初期程度の比率になつております。産業構成そのものをもちつて現在の東北地方の住民の生活水準をはかるといふことは不適当かもしれませぬけれども、東北地方の産業構成は、全国を見た場合、大正の初期程度になつておるという状況でございまして。この状況が望ましいか望ましくないかの問題も、こういう状況を変えて産業構成を日本全国平均並みにするといふまでにはいかなくても、第二次産業の所得を伸ばすことが可能であれば、それは均衡ある発展といふ立場から望ましいのではないかと考へるわけでございますが、東北には幸いにいたしまして未開発の資源も相当ございまして、これを開発することによつて、産業構成をもつと第二次産業第三次産業の比率を高めることができる、すなわち開発度を高めることができるのではないかと、かように考えておるわけでございます。

○大矢正君 公庫の問題にちよつと触れて、東北の開発をする場合の考え方を尋ねたいと思つておられるのでありますが、単に開発をするあるいは部分的に一つの企業を作つて、その企業に金を注ぎ込むとかいふようなことではあります。何も北海道開発公庫の中に割り込んで入らなくても、開発銀行もあることですから、できないことではないと思つておられますが、政府が北海道の開発公庫に無理に——こういう表現が妥当性があるかどうかといふことは別であります。無理にねじ込んでおられる格好で北海道の開発公庫の中に東北地方の開発計画が入り込むとい

ることは、實際問題として私は東北開発をする基本な考え方とは一致をしないのではないかと、いふような気もするのですが、この点はいかがなものでしょうか。

○政府委員(稲田俊雄君) 未開発地の開発に当りまして、特殊な金融機関があつた方がよいという事は、昨年北海道開発公庫が設置されましたときと同様でございます。現在の産業の傾向からいまして、とかくすでに工場が立地しておる付近には他の工場も誘致されがちでございますが、いかに産業基盤の整備に力を入れますと、なれないところにはどうも工場の誘致がむずかしい、そういう意味からいまして、未開発地が相当程度開発されまして、企業が自然に誘致される段階になりますまでは、やはり特殊な金融でめんどろを見て、それを吸引力といたしまして、新しい産業あるいは新しい工場を誘致すべきではないかと心得るわけでございまして、その意味からいまして、未開発地域の特殊な金融を必要とするわけでございまして、その意味からいまして、開発銀行は全国を一体として見ておる関係上やはり若干危険度——という言葉を表わしますが、それはあるいは誤解があるかと思ひますが、そういう意味での投資の傾向がまだできていない地方については、開発銀行としても現在の状況におきましては十分理解していただくことができません。資金は所要の東北なら東北地方の方に回ることがむずかしいのではないかと、そういうふうなことにいたしますれば、ここに独立いたしました北海道開発公庫と並んで独立して東北開発公庫を作るといふことに相なるわけ

でございます。経済企画庁といつたしましても、予算要求の際におきましては、そういう要求をいたしましたわけでございます。何分にも金額が四十五億でございますので、四十五億の資金で独立して公庫として店をかまえるには適當でないということ、北海道にこの仕事を吸収していただきまして、北海道開発公庫の中で一つの部門を分けて運用していただく、こういうことに相なつた次第でございます。

○大矢正君 昭和三十三年度は四十五億のワケ内で公庫は事業をするということになるわけですが、あなたの方では開発計画をすでに立てられたか、立つてつあるか、その点はよくわかりませんが、いづれにしても四十五億の金は開発計画の線に当然乗るべき金でありますからして、その開発計画といふものに基く金のある程度の見通しといふものは、本年度の使用の内容といふものは明らかにならなければならぬのじゃないかと思ひますが、その点何か今までの私が見ている範囲では、資料でも本年度の四十五億の計画といふものは見た記憶がないんですが、その点はどうか、出していないんじゃないかと思ひますが、もし出していただければ御説明していただきたいし、もし出していただいているとすれば、私はそれを探して読んであとで質問をいたします。

○政府委員(稲田俊雄君) 四十五億の資金の具体的な貸出先につきましては資料を提出いたしております。私どももただいまのところ資料を提出いたすだけの準備もないわけでございます。で、その問題に触れますと、一応開発計画といふものをどういふふうに

立てるかという問題から申し上げてみなければならぬわけですが、開発計画は先ほども申しましたように、産業の構成を、できるだけ第二次、第三次産業の発展をはかりまして、いわゆる開発度を高めるわけでございまして、その中における開発計画の内容になります。事務柄は、国、地方団体、そういうものの中心にいたしましたものが開発計画でございます。いわゆる基礎部門の整備そのものが開発計画でございます。で、どういふ産業がその基礎部門の整備を利用いたしまして立地するかという問題は、これは私企業の分野でございまして、私企業がどういふ資金計画を持ち、またどういふ部門に三十二年度において進出して参るかというところは、あらかじめ予定するわけにも参らないわけでございまして、そういう意味からいまして、開発計画そのものは、その基盤の上に立てられましてこの産業構造は、一応の予定はいたしたすけれども、具体的にどういふ産業をどこに持つてくるかという計画は出て参らぬわけでございまして、私どももいたしましては、四十五億の資金があれば、三十二年度間に合ふであろうという見通しのもとに計画いたしておりますが、これを具体的にどういふ事業に幾ら貸すかという計画は現在のところ全然持つていないわけでございまして、そこでただいまの御質問に關連いたしまして、ただいま御注意がございまして、申し上げますと、現在各県でありますとか、あるいは東北地方の商工会議所等でありまして、そういう方面から東北地方にはどういふ事業があり得るのじゃないかというので、い

ろいろ申し入れがございました。たりちで、公庫法の条文に當るものを一応拾つて推計いたしましたものが、お手もとに総額百三十一億円の資料が参つているかと思ひます。これを一応御説明させていただきますと存じます。

第一の、法律の順序によりまして、第一項といたしまして、石炭または可燃性天然ガスその他未開発鉱物資源の利用度の高い工業といふのがございまして、これは砂鉄利用工業でございます。とか、天然ガス利用工業、あるいは亜炭利用工業等を考へておるわけでございしますが、これについて大体四十五億円程度の申し込みがあるのではなからうかと推計いたしております。

二番目といたしまして、農林畜産物の加工度の高い工業といたしまして、約二十六億程度を推計いたしております。これは繊維板工業でありますとか、水産物の貯蔵加工工業でありますとか、食肉乳製品事業、特産品の加工工業、たとえば青森県のリンゴからリソゴ酒を製造する、こういうようなものを考へておるわけでございまして、三番目は、鉄業及び製鋼業でございます。先ほども申しましたように地下資源の開発が相当東北地方において行われるのではないかと、従いまして各種の選鉱設備、あるいは採鉄機械の合理化、こういう面におきまして相当公庫に対する申請が出てくるのじゃないかと予想されますので、このために二十億を予定いたしております。

次に、産業の振興開発による交通運輸業といたしまして約十億を予定いたしております。

次に第五項で、産業の振興開発のた

め特に必要な事業で主務大臣の指定ありたるもの、現在のところは指定いたしておりませんが、東北開発上、非常に有望である事業が出て参りますれば、大蔵省とも協議いたしまして指定いたしたいと考へておるわけでございまして、このために約三十億を予定いたしております。その内容といたしましては、土木鉱山用機械といたしまして機械工業、あるいはセメント第二次製品工業、あるいは海水利用工業、こういうものを予定いたしまして、現在推計いたしておりますものは百三十一億でございます。

これは推計でございますが、これ以外にもあるいは出てくるかもしれないと存じますが、こういうた業種について公庫に対する申請がございまして、公庫はその産業の内容を十分審査いたしまして、企業が合理的なものかどうかといふことの審査をいたしますと同時に、これが東北開発上重要であるかどうかといふことの審査をいたしまして、公庫の方で貸付の決定をするに相なるかと存する次第でございます。

○大矢正君 さつきあなた四十五億あれば今年に十分間に合ふといふことを説明されたが、この百三十一億といふのは、三十二年の融資期待推計額になるのですか、あなたの言つておることと、表とはお食い違ひののですか、これはどうなんですか。

○政府委員(稲田俊雄君) 四十五億で間に合ふと申しましたが、こういうふうな事業について百三十一億ぐらゐり望があるのじゃないかと、こういうだけの意味でございまして、この事業がすべて貸出対象に三十二年度なると

いう意味ではございません。従いまし
て百三十一億要望のあったものの中
で、先ほど申しましたように、公庫が
審査した結果は四十五億になる。
従つて四十五億で大体間に合うのじや
ないか、こういう意味でございます。

○大矢正君 何県では何をやる、それ
からどこにはどういう工業を起すとか
いう話が先ほどからありますけれども、
総体的にそういうことをやった場合
に、東北全体としてはどの程度経済が
伸びて、どの程度民生が安定し、どの
程度人間が吸収されるというような、
そういう計画の基本ともいふべき問題
が全然ないので、それはいつに
なつたらできるのですか。

○政府委員(植田俊雄君) その点は東
北開発促進計画の問題ではございま
すが、私も事務的な目標といつたしま
して、ただいま考へておりますのは、東北
の人口の増加は現在一・六倍でござい
まして、全国の一・四倍に比較いたしま
すと相当高いわけでございまして、その
上に毎年相当数の人口が他地方に流出
しなければならぬような経済状況に
置かれております。しかも東北地方の
所得水準は全国の平均に比較いたしま
すと約七割でございまして、そういう状
態におきまして東北地方に産業が起り
ませんと、最近の経済の発展に伴いま
して、他の地方には相当所得がふえて
おるのでございまして、一方では人口
はふえ、しかも産業が伸びないといふ
ことになりまして、ますます全国平均
に対する所得水準の比率は減つて参る
というやうなことになるわけでござい
ます。私も、できれば全国平均に持つ
て参りたいのでございまして、もしも
そこまできかないならば、現在の全国

平均の七割程度をしのぶといつたしま
して、少くとも他の地方が伸びても、全
国平均の七割程度にとどまる程度まで
は持つて参りたい、しかも人口の流出
もできるだけ少く持つて参りたい、かよ
うに希望いたしておるわけでございま
す。しかしながらこの際一言御説明申
し上げたいと存じますことは、東北開
発をやつております立場のみでいろい
ろ希望を申しましたところで、これも
全国経済の自然の法則に従つて変るわ
けでございまして、その点について
は十分反省して参らなければならぬと
思つておるわけでございまして、そこ
で現在経済企画庁におきましては、経済
計画の改訂作業を行なつておるわけ
でございまして、ところが一方におきま
して、国土総合開発法によりまして、全
国総合開発計画を作るといふことにな
つております。この全国総合開発計画
といふのは全国一本の計画ではござい
ませんで、全国を東北とかその他の八
つの地域に分けて、八つの地域の入
つのおののつての開発目標を設定す
るというところに相なつております。こ
の作業は経済計画の改訂作業と並行し
て作業を進めることになつております
ので、改訂経済計画がございまして、ほ
ぼ同じ時期に発表できるのではない
か。この全国総合開発計画が決定され
まして、東北地方の開発が受け持つべ
き役割がきまつて参りますれば、それ
に沿つた東北開発促進計画を作りたい
と考へてゐる次第でございまして。

○大矢正君 これは総合的な結論とし
て、私はこういうことが言えるのでは
ないかと思ふのですが、今私が申し上
げておる通りに、秋田県では石油が出
るからこれを採掘したらいいだろ。

あるいはまた福島県では石炭が出るか
ら、これは実際にコストがどの程度
で、量もどのくらいになるのだといふ
やうな、そういう個々の面にわたる政
府の説明はここで出ておられますけれ
ども、先ほど来申し上げてゐる通り
に、基本的な構想といふものが明らか
にされておらない。いづれ、いつされ
るかかわりませんが、いづれ、される
ことと思ふのですが、何か開発計画の
基本構想が何もまとまらないうちに、
先ほど東北のいわゆる開発は北海道公
庫の中を含むのだといふことは、金だ
け出させる道を作る目的以外に目的が
ないのではないかと、いふやうな、邪推
でありますから知れませんが、基本
構想がまとまつて何もないのかかわ
らず、四十五億の金を出すところは開
発公庫だ、こんなばかげた話はないと
思ふのですが、私は今ここであなたに
こういうことを申し上げてもしようが
ないし、いづれ大臣に出席をしていた
だいて、そういう考へ方のずれで、国
民に非常に疑惑を持たれては困る。計
画を一つも作らんでおいて、金を借す
方法を先にきめるといふことはお
よそナンセンスであつて、私としては
これは了解できませんから、いづれ、
申しましたように大臣に出席をいただ
いて、ただしたいと思ひます。東北に
関連する点については一応このやうな
点で私は質問を終りたいと思ひます。
田上さんに前の委員会との関連にお
いてお尋ねするのですが、非常に御懇
切な、産業計画会議の北海道開発はど
うあるべきかについての意見が出され
まして、参考として読ましていただ
きました。なお、またあなたは中谷教授

と北海道タイムスの紙上討論をやつて、
開発庁のPR活動がたいぶよろしきを
得て、北海道では何と申しますか、開
発庁に対する恨みと申しますか、批判
といふものは薄らぎつつあるのではな
いかといふ気もするのでありますが、
読んでみまして、なるほどそういうこ
とも言い得るかといふことで、私も
も感ずる点は多々あつたのであります
が、特にこのまとめられた経過と、そ
れからあなたの考へ方と申しますか、
そういう点について一応御説明をいた
だければ幸いですと思ひます。

○政府委員(田上辰雄君) お話のあり
ましては北大の中谷教授の論文にいた
しまして、またその基礎になつており
ます産業計画会議の論文にいたしま
しても、私も開発事業に関係しておる
者の立場から申しますと、まことに傾
聴すべき御意見も多々ありますこと
は、先ほど企画庁植田部長が申し上げ
た通りであります。私もこれはこれら
の論文について一応傾聴すべき御意見も
ありますけれども、北海道開発の第一
次五年計画についての批判につきま
しては、いろいろと誤謬がありますこ
とは直ちに感じまして、これに對して
開発庁におきましては、いろいろ内部
におきまして検討いたしたのでありま
す。その結果、とにかく北海道の第一
次五年計画の実績にしまして、あ
るいは今後の第二次五年計画の問題
にいたしまして、広く国民の理解と
支援を得なければ、これは開発途上
においていろいろ支障が起りますので、
これに對して間違つた点をあくまでも
指摘をいたさなければならぬ。ただ民
間の各種の開発についての意見とい
ふものを一々取り上げまして、これに對

して誤りを指摘するといふふうなことは、
官庁としてその類にも耐えませ
んし、またそういうやり方についてど
うであらうかといふ議論もあつたの
でございまして、今回の場合は、き
わめて世間にその誤解が広く伝わるの
みならず、御承知のように、国会でも
しばしば問題にされましたので、これ
を取り上げまして、開発庁といたしま
してまとまつたこれに對する意見の発
表が必要であるといふことで、内部で
つきましては、なお大臣の御了承も得
て取り運んだのでございまして、差
あたりお手元に配付したやうな産業計
画会議に對する意見といふものを、ま
とめたものを国会に提示いたしますと
ともに、私もとしましては、あるいは
新聞紙を通じてまた雑誌を通じて、
できるだけその間違つた点を指摘する
と同時に、今後国民の一その御理解
を得たいといふ方面に努力をいたした
次第でございまして。

なお、内容につきまして、いろいろ
重大な問題を含んでおるのでござい
ますが、傾聴に値すべき点と申します
ならば、たとえば北海道の場合におき
まして、地下資源の基本調査を初め、
各種の基本調査が不十分であるとい
ふ点でございまして。これは最近、こと
に私も非常に尽力いたしておるので
ございまして、微力でございますが、ま
だ十分に参つておりません。この点の
御指摘は非常に痛かつたのでござい
まして、しかしながらとにかく基本調査
はもつと進んだ状態で、すべての企画
の前提となるものでございまして、
もつと徹底的なものを早く完全に
調査を進めていきたいと、こういう点

については全く同感でございます。そのほか道路の整備を迅速に徹底させるというふうな問題につきましても、また事業をできるだけ効率的に、重点的に実施していくという点につきましても同感でございます。ただ先ほど大矢委員のお話にございましたが、北海道の場合におきましても、あるいは全国的な事業にいたしましても、経済効率だけすべてを割り切らなければいかんという強い表現があらわれているのでございます。事業をいたします際におきまして、それがたとえ国の事業でありましても、経済効率というものを最も重点的に考えていくということには異存がないのでございます。現に大蔵省は予算の査定の際におきましても、経済効果というものを最も重視して、これをやかましく言っておりますし、各省におきましても同様な考え方で、経済効率というものを事業の計画の際最も重要に考えるのでございます。従つて最も経済効率の高いものをまず実施していくということにつきましては、異存がないのでございます。しかしながら、国の事業をすべて経済効果だけで割り切れるということにつきましては、これは非常に大きな問題があるのでございまして、未開拓地の道路にいたしましても、あるいは開拓地の問題にいたしましても、単にいわゆる経済効果だけでは、これは実施するわけにいかないものであります。これは民生安定の問題も考えなければなりませんし、経済効果と申しましても、これらの未開拓地の諸問題というのは、国全体の経済の観点から、しかも長い期間にわたつての将来を見通した効果ということが、

これは直接にはさつそく経済効果が出て参りませんでも、そういう国全体の、国民経済の上から長期にわたつた一つの見方というもののから、ないしは民生安定の問題も考えまして、事業を進めていかなければならないものがたくさんあるわけでございます。そういう意味で、経済効果を最も重要に考えるということには異存はございません。国々の問題につきましても、国の事業としては必ずしも経済効果だけで割り切れるものではないというふうに私どもも考えて、北海道開発の諸問題につきましても、こういう問題が始終出て参りまして、そういう考えで今日まで進んでおり、今後もそうした態度で進むべきである、こう考えております。

なお、第一次五カ年計画の実績が非常に悪いということが宣伝されておりますが、實際御承知の通り、北海道開発につきましても、過去の五年の実績を顧みまして、電源開発は一〇五％ばかり進んでおりますが、そのほかの事業につきましても、先に資料を差し上げてあると存するのでありますが、この目標ごとに一定の率を示しておるのでございまして、耕地につきましても五七％の達成率を示しており、乳牛につきましても七二％余り、主食につきましても五九・七％、水産につきましても八〇％、ただ人口の目標に対する達成率が非常に落ちておりまして、これは三四・三％、こういうふうになっております。これを事業費の点から見ますと、実は北海道開発庁関係の予算だけを見ますと、その達成率は五四・四％ということになっておりますが、他の省に計上された北海道関係の開発事業の予算をこれに加えますとい

うと、五九・八％、約六〇％という達成率を見ておるのでございまして、中谷論文にありますが、開発の第一次五カ年計画実績が零だといふようなことが当らないことは、事実において示しておるのでございます。

なお、率の悪かった人口問題につきましても、北海道開発の主眼といたしますところが、御承知の通り、豊富な北海道の資源を総合開発するのだというところに主眼がございまして、国民経済の復興を期する。そしてそのねらいは、まず第一次五カ年計画において、産業発展の基盤となる基礎施設をまず五カ年でやるのだということを出発をいたしておるのでございまして、産業の飛躍的な伸張は第二次五カ年計画にこれを譲つておるのでございまして、しこうして、産業振興によつて人口が大きく吸収されていくのでございまして、実は第二次五カ年計画以降で、相当の人口の吸収が期待できるということは、第一次五カ年計画の立て方から明らかになっておるのでございまして、ただ、その目標が多分であつたということにつきましては、これは指摘された通りでございまして、第二次五カ年計画においては、この過去の成績にかんがみまして、十分堅実なる目標を立てて進んで参りたい、こういうふうに考えておるのでございます。

○大矢正吉 開発公庫についてお尋ねしますが、あなたのところの出された資料の中で、貸し付け承諾を、しかもすでに実行に移されているのに、石油精製業がありませんが、二十億、これは開発計画と関連をさして考えてみた場合に、どんな経済効果がありますか。

○説明員(桑原幸信君) お答えいたします。北海道にはまだいままで重油が非常に値段が高くて売られておつたわけでありまして、現地に精製工場ができましたために、トシ三千万から三千万の運賃の負担率というものが軽減されました。特に最近スエズ運河の問題で重油関係の値段が暴落いたしました。たけれども、北海道におきましては、依然横ばいの状況を続けているというところは、石油精製工場が二つ増設された結果のたまものではないかと、こういうふうに考えております。

○大矢正吉 あなたは重油を中心として値段が下つた、こういうことを言われるのですが、私が聞いています範囲、私が調べている範囲では、今残念ながら実は資料を持ってきておりませんが、具体的に申し上げることはできません。いのでありますけれども、あなたの言う通り、実際に重油を中心として油の値段が非常に下つたという結果は何も出ておらず、私はそういうふうには聞いております。あなたは三千円ですか、そんなに下つたというふうな御発言ですが、私が調べている範囲では全然そういう結果が出ておりません。何のために北海道に重油の精製業というものを二十億もの膨大な金を借してやるのか非常に不可解なんです。ああいうものをかりに誘致してみたつて、結果としてそこに働く従業員が増加するわけでもありませんし、それができることによつて飛躍的に日本の運輸交通業に役割を果たすわけでもないし、今私が申し上げたようにそれに下つたというところでもない。何かしら開発公庫の目標というものがずれてお

るのではないかと、このことを私非常に感ずるのであります。この工場が設立された、あるいははされることによつて、絶対に北海道の油の値段はもう安くするということをあなた自信を持つて言えますか。

○説明員(桑原幸信君) 北海道の開発を非常に阻害しておるのは物価高でございます。ことに内地から運送費が含まれて北海道に物が流れていくという現況は、北海道開発の上からは正しなればならぬという意味合におきまして、セメントなども、セメントの需要に満ちるところの供給の工場ができました結果、北海道のセメント値段は落ちついて参りました。重油についても同様に確信しております。

○天田勝正君 実は先般予算審議に當りまして、私一般質問の際、時間がなくて長官にお伺いすることができず、分科会において北海道開発庁の予算を審議いたしましたのであります。その際に、すでに同僚の大矢君から質問されたようなことを数字によつて質問をいたしました。私は意に満ちなかつたわけでありまして、野党の時間の厳守という問題がございましたので、意に満ちざるまま質問を打ち切つた、こういう実は経過がございまして、今、大矢委員の質問に対してあなたが答えておられるのを聞きますと、かかる問題には、必ずしも経済効果だけでやるべきではないというお話しのようにございまして。私は言葉じりをとらえるわけではございませんが、さうな考え方があつたに、中谷教授に指摘されるようなことに相なつてきたし、また私が予算委員会において指摘したような不満足なことになつてきたのだ

と、こう思う。というのは、ただ目前に経済効果が上るといふことは私どもも期待しておりませんけれども、最終的には経済効果だ。民生安定云々とおつしやいますけれども、一体民生安定するのには経済効果のないところで民生安定ができるはずがないのです。だから長年のうちに経済効果にそれが集中してくるのだ、こういうお話しならわかるけれども、必ずしも経済効果がなくてもやらなければならぬのだという御意見には、私は賛意を表しかねますが、その点いかがなですか。

○政府委員(田上原雄君) 経済効果の問題につきましては、これはただいま天田委員からお話しがございましたように、長い将来にわたって、広いいろいろな要素を、民生安定もまた経済効果だとしてこれを考えて、全部を経済効果だということになりますと、これは経済効果という言葉もまた非常に広くなって参りますので、大部分はそれに含まれることであらうかと思ひます。そういう意味でございますれば、経済効果でもって割り切れという言葉も、これは正論だとはつきり申せるのでございます。しかしながら民生安定まで含めて考えると、たとえば災害の問題にいたしましても、現実これが大都市の付近の川であるならば、これは経済効果が筋の上ではつきり出て参りますけれども、人が少い、あるいはその地方がまだ開発されておらないという場合におきましては、さしたる経済効果が非常に小さいものに出てくるわけでございます。しかしながら、将来この地方が発展をいたしまして、いろんな必要な資源もそこから出てくるだろう。また農地にいたしまし

ても、それが農作物が非常に豊富に將來生産されることになって、これも長い將來の換算まであらゆる角度から考へるといふことは、きわめて困難な問題でございます。道路にしまして、その経済効果の計算ということも、天田委員のおつしやつたような意味で、新しい経済効果をいろいろ換算するといふことは、非常に困難でございます。さしあたり経済効果と一般にいわれております場合におきましては、一定の年限、期間におきまして、具体的なものが出るといふことが現在経済効果として論議されておるようでございまして、そういう意味の経済効果では納得できない。ことに未開地の開発の問題につきましては、始終それが問題になるのでございまして、私もとしましては、たとい現在の状況におきまして、いわゆる現在の意味における経済効果が少いようであつても、長い將來あるいは北海道をどう持つていくかという非常に非常に大きな国策であるとか、そういう観点から広い意味を含め、また現にその河川なら河川を放つておくらば、少い住民でありまして、それが死傷者を多数出すというふうな問題がありまして、現在いわれておる経済効果以上で、そういう特別な事情を考慮して開発に投資していくといふことは、民間私企業ではそういうことはやれないであります。ところが、国の仕事といたしましては、いわゆる経済効果以上にそうした別のいろいろな要素を加えて決定されていくべきである、こういう意味で申したつもりでございます。

○天田勝正君 言葉じりで議論して

もしやうがないのですが、しかし未開地を開発するといふのも、経済効果のない開発といふのは一体あるのですか。必ずしも経済効果は、何年か先になるか、何十年か先になるか、即座に今年になるか、その差はあろうけれども、経済効果の目当てのない開発なんているものは私はあろうはずがない。国土縦貫道路にせよ、それを作ることによつて、森林の開発やあるいはその他の鉱山の開発も便利になるのであつて、結論は経済効果、ただし、それが第一次五カ年計画とか第二次五カ年計画とか、いろいろ段階を経て、その段階の中にはかくかくの経済効果がありま

す。それが達成できたかできないか、こういうふうに議論にはなつていくでございまして、最終的には経済効果でございまして、それは間違いないでしやう。私はそう思うのだが、どうでしやう。

○政府委員(田上原雄君) 天田委員のおつしやいます通りに、経済効果がなつか、未開地の開発事業にしましては、いやくも取り上げられて論議される以上は、経済効果は必ず相当な効果があると思ひます。しかしながら、私が申し上げましたのは、経済効果が割り切る場合にはいろいろな事業がありまして、経済効果がさらに一そう大きなものをついていかなきゃならぬ、ことに国の財政に制約を受けまして、たくさんあるものからどの事業を選ぶか、こういう場合において経済効果の最も高いものを選んでいくといふことが問題の重点になるのでございまして、からして、そういう意味で経済効果で割り切るといふことは、最も経済効果の高いものだけを選んでいって、経済

効果の比較的低いものは取り上げない、こういう意味で私は申し上げておるつもりでございます。

○天田勝正君 そういふ開かぬことを言つてもらつたつて困るので、最も高い方からとれとか、低い方からとれとかいふ主張を私はしてありません。未開地を開発するといふことを、経済効果を目標とせずして何の一体未開地域の開発があるか。だから即座にきやうと、その時は別の問題とし、また即座に経済効果がある方を先にしやうとあとにしようとか、さやうなことは関係なしに、経済効果を目標にしなければ、私は未開地の開発といふものはあり得ないと思つておるのだけれども、あなたは経済効果だけではやれないと、こうおつしやるから議論に混乱があるのです。結局速度の問題であつて、私は経済効果を目標とするのだ。それがなければ民生安定なんていうのはあり得ない。それでなければ、自立できないのですから。たとえば孫子未代まで国が入植したものでもつき込む、こういうことになる。開発してやれば、それで自分の仕事をし、そこですみからの生活も安定できるというものでなきやならぬだろう。この観点で聞いているのです。

○委員(廣瀬久忠君) 答へ、ないで

す。そうして都市にも、なるほど都市の街路の整備等の予算がございすけれども、これは生活を快適にする、あるいは輸送に便をする、間接の効果でございすけれども、この面で人口を吸収するといふ筋のものは私はないと思ふ。そこでさういふ一部を除きまして、結局この農林漁業につき込んだのならば、あなたの方でここに出しておられます資料の言葉の部分から見ても、「人口問題の解決に寄与するため」云々と、こういうことがありまして、一番最後の方にも「北海道が人口収容という点からも日本全体にとつて大きな役割を果たすために大規模な施策を果すべきである」、それに全く賛成である、こういうことが書いてございす。さうすれば、この農林漁業関係の人口を吸収するといふことが、まず大きなことに目標にならないければならぬと思つておられます。ところが先般予算審議に當つて私が聞いたところによれば、幾多別の開発にいたしまして、わずかに二百七戸しか農家を増すことができません。こういうお答えでない、さういふお答えでありました。ちゃんと速記録に載つておりますから明らかでございます。さうして一方においては、北海道の農家はこの五年間には三千戸も減つておる。かにこのまま推移していけば、それは五カ年計画をやりますが、二百戸か三百戸ふえる一方、片方は三千戸くらい減つておる。五年間になると一万五千戸ですか。さうすると、農林漁業関係における人口の吸収、収容といふものは、むしろマイナスになつていくの

は、むしろマイナスになつていくの

だ。全体とすれば、そういうことになるが、さうですか。

○政府委員(田上展雄君) 農林関係の人口、ことに農家人口が減じておるといふことは、お話の通り事実でございます。しかしながら北海道の第一次五カ年計画における投資——政府資金の出でおります状況は、必ずしも農林漁業が大部分とはいえないのであります。はるかに多く道路、港湾、河川等の基礎施設の方に多く出資されておりますから、その点は御訂正申し上げる次第であります。

○天田勝正君 それは全体の中で、その全部が農林漁業ということをおっしゃっているのではないのであつて、しかしこの項目も農林漁業関係、この項目も農林漁業関係と、私は一々列記して、そしてその効果はいかがかという質問に対して、今申し上げたような答えになつたのです。そこで第一分科会におきましては、与党であらうと野党であらうと、全くその御指摘の通りだということになつたのです。それでそれから私は、それならば全く、一番冒頭に書いてあるし、一番うしろにも書いてある人口収容というものが重大な、しかもかなり部分を農林漁業につき込んでおるのに、それが一向にふえるどころか減るのだ。減るのは他の原因で減るのかもしれないけれども、それも定着させつづやしていくのが開発でなければならぬと思ふのです。それが減っていくのならば、その方はさらにまた検討してやり直さるなり、やめるなり、どつちかだろうと思ふのですけれども、それはどういふ意味なんですか。

○政府委員(田上展雄君) 農村人口が

減つておりますことは、ただいまお答えいたしました通りでございますが、北海道の開発は、人口収容が最も主眼の目標であるとおっしゃる点につきまして、少し御説明申し上げて御訂正をしていただかなければならぬと考えます。

北海道開発につきましては、北海道開発法に明らかなりありますように、まず、北海道の豊富な資源を総合的に開発するというのが主眼でございます。そして、そのためにまた国民経済の復興並びに人口問題の解決に寄与するということが掲げてあります。この人口問題の解決に寄与するということは、目的の一つではございますが、しかしながらこれは第一次五カ年計画にもはつきりありますように、産業を大いに振興して、これによつて人口の収容をはかつていくのだということでございます。そして、一時的にはどうしても北海道の産業の開発をいさなければならぬ。それによつて人口問題の解決に寄与するのだということでございます。そして第一次五カ年計画の目標といたしましては、当時開発の構想といたしまして四つの柱を掲げておるのでございまして、それは第一は、産業開発の原動力となる電源の開発ということでございます。第二は、開発の重要な基礎施設中特に先行せらるべき道路、港湾、河川等の整備拡充ということでありまして、第三は、食糧の増産、第四は、地域別基本調査及び地下資源の開発調査ということでございます。そしてその前文に、第一次五カ年実施計画とあわせて人口の基礎となるべき施設の整備拡充に重点をおくことにしたということとで、重点をあくまでも基礎施設の整備

備ということにおいて進んでいくんだ、その結果、人口は三十一年度において六百万になる見込みであるということを目ざして掲げておりますけれども、六百万にするのが目的であるということではないのであります。この点も御了解をいただきたいと思ひます。

いま一つは人口の収容という言葉でございまして、これは内地から人口をそれだけ持つてくるという人口を意味しておるのではありません。北海道が全国第一の人口の自然増の高い所でございます。そして、その第一次五カ年計画を樹立いたします当時から、すでに北海道におきましては二男坊、三男坊の深刻な問題が出ておるのでございます。そして毎年十数万前後のこれらの人口が出生によつてふえていきますものをどうするかということ、これを北海道でまず吸収するということが一つの大きな問題でありまして、その上に産業振興によつて内地からの人口の吸収をはかつていくということでございます。そしてその結果が、五年間の結果といたしまして社会増、つまり北海道以外から北海道に入つてきます方が、出ていきますよりも多かつた、その数字が四万八千人になつておるのでございます。これは数字といたしましては、外部から社会増として北海道が迎へました数字は必ずしも多くはございませんが、しかしながら全国的に見まして、いわゆる六大都市のありまして、都府県——東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡、それだけが社会増としてはプラスになつておるのでございまして、そのほかといはしましては、北海道がこれらの都府県と並びまして

社会増を多少ともみておるのでございまして、他はことごとく社会増はマイナスになつておるのでございます。かして、こゝろに意味をおきまして、人口問題に対して北海道が寄与しておるといふことはいえると思ふのでございます。

言ひわけのようにもお聞き取りになるかも知れませんが、一応北海道開発の第一次五カ年計画における人口問題の取扱ひにつきまして御説明をいたした次第でございます。

○天田勝正君 この基本的な考え方と何とかならうのは、私もすでにお聞きしておるのです。それで必ずしも内地から受け入れろということをおも主としておるのではない。だからその点は、誤解を解いて云々といつても、誤解も何もしてない。今私は予算書なして議論しておるから、あなたはどうかお考えで答えておられるかわかりませんが、だから、ここに予算書を取り寄せてみますが、いすれにしても、農林漁業の関係に相当部分つき込んでおるのです。つき込んでおつて、その人口の収容というものは、内地から受け入れるとか受け入れないとかといふのではなくて、北海道の内部においてもそこへの増加といふのはない、こゝろのことなす。逆に減つておる。減つておるとはあなたも認めになつておる。さうだとすれば、結局農林漁業関係につき込んだのはむだではないか、こゝろに議論は落ち着くのです。そこで、それがむだではないのだと反論をするには、今は暫定的に減つておるけれども、やがて五年後なり、十年後なりにはこれはふえるんだという御説

明でなければ、これは長い目でやつても、経済効果のある金の使い方ではない、こゝろにことになると思ふのです。が、それはいかがですか。

○政府委員(田上展雄君) 農林関係だけの問題を取り上げますと、これは北海道だけの問題でなくて、全国的にこれと人口の関係といふことは、これは一つの大問題であらうかと思ひます。北海道におきましても、実は農林関係におきまして、当初人口の収容につきましては、多くを最初から期待し得なかつたのでございます。戸数にいたしまして、二万戸を一応入植によつてふやしたいという計画になつております。これを大人口にしますと、六万ぐらいな人口になります。これは全体の人口計画からいいますと、三〇あまりの程度の問題でございます。最初から農林関係の人口の収容ということをおおきく見得なかつたのでございまして。しかも御指摘のように、農林関係の新たな入植といふことはきわめていろいろ困難な問題が伴ひまして、第一次五カ年計画におきましても、この点につきましては遺憾な結果を見ております。が、しかしそれにしても、今後農林、漁業方面におきましても、相当力を加えていくべき必要があるのではないかと、その一つの行き方として、根拠のパイロット・ファームの計画を実施いたしておるのであります。この成績によりまして、さらにこゝろした計画を伸ばしていこうという考え方を持つておるのでございます。

○天田勝正君 私の質問に対して、内地の例を引かれて比較して話されるのですけれども、それはまことに迷惑なんです。たとえば私の埼玉あたりで、

別に膨大な総合開発——泥炭地を畑にするとか、そういうようなことをやっておられない。やっておられないところと比較されても、とてもしょうがないのであつて、ではたとえ私が申し上げますが、さつき言ったように根釧地区、それから樺太地区、これは全然今まで農地でなかったところを新しく農地にするところで、さらにまた、ここにもあなたの方から資料が出ておりますが、幾春別の総合開発、この中には「土地改良区、既田一萬一千四百五十二町歩の補水を確保し」云々と、こういうようなものもある。総合開発の場合、必ずしも農業だけではないことはよく承知しております。しかしそのあ

る部分は農業であるということはこの資料からして間違いない。そういうこととならば、そこに新たにやはり私は農業人口がふえていくということでは、どう考へても意味がないと思ふのですが、それじゃそこを開発した意義が私にはなくなると思ふ。その点どうなんですか。

○政府委員(田上辰雄君) 天田委員は、農業関係のいろいろな事業を、もっぱら人口を中心として御議論なされますが、北海道における農業関係の大開発は、人口問題を中心として考へているとは申し得ないのであります。して、(天田勝正君「おかしい、そんなことを聞いてないよ」と述べ)むしろ増産をはかるために、食糧の増産ということを中心として考へているのでござい

ます。従つて樺太にいたしまして、そのほかの地区にいたしまして、食糧の増産をまず法律の上に考へまして実施しているのをごいまして、これに伴つて、人口の増加ということも事

業によつてこれに伴うと考へている、こういう事情でございまして、大へんおしかりでございますが……。

○委員(廣瀬久忠君) 政府委員に注意します。質問者の趣旨に適合する答弁をしてもらいたいと思ひます。

○天田勝正君 それは私にはほかのこと

で質問しろと言はしませんが、しかし一つずつして行きます。今は要するに農業の問題で、農業人口だけで天田委員は見ていて、何を言つて言ひます。今は農業人口のことであるから、私は質問しているものであつて、これだけの狭い範囲で質問しているの

じゃありません。ほかの質問をしつて言はします。しかしこの点は一番大切なことは、人口収容ということをやつて、農業に新しい金を使つて、ことなんであつて、その点では何かの効果がなければならぬのです。だから人口は吸収しませんが、経済効果はこれで豊かになつたとか、こういう点で豊かになつたということがあ

げられれば、一つの答えになる。しかし過日の質問でもそれは答えがなし。幾らかよくならましやうという程度なんです。まことに、調査は、ずさんなもので、こういう結論に達せざるを得ないのであります。ですから、私は農業だけの問題で、この議論をしては行かないで、この議論をしやばり一つ一つ申し上げなければなら

ないから質問しているものであります。一つ適切な委員長の計らいですから、質問を続けますが、そういう意味であることを理解してもらひたい。

○天田勝正君 じゃ質問を続けますが、ここにも北海道開発庁の予算がありまして、今、私です……、それじゃ過日指摘した

ところをさらに指摘いたします。

○天田勝正君 それでは伺ひますが、たとえば国庫債務負担行為のうち、北海道開発庁の分といたしましては、二通りござい

ますけれども、一応機械を買つたりすれば六億七千三百万円、こういうものがつき込まれることになっております。これは国庫債務負担行為ですから、こ

とし約束して来年度以降に支払ひ分も当然でございます。こういうつき込み方をして、しからば私の質問が悪いとい

うならば、あなたもこの考え方によつてどういふ経済効果がございしますか。

○政府委員(田上辰雄君) 債務負担行為の關係になつておりますのは、樺太地区の開発と、それから根釧関係の

パイロット・ファームと、両方ござい

ますが、樺太関係につきまして申し上げ

ますと、その効果といたしましては、食糧増産による効果として米穀換

算いたしました増加生産は十八万九千石食糧増産になるというところが一つで

ございします。そして入植計画といたしましては五百七戸ということになつて

おります。それから根釧方面の資料を今持ち合せておられますが、根釧につ

きましては、将来あの地方の特殊土壌地帯を開墾をいたします一つの試みの方法といたしまして、約四千町歩の開拓を酪農中心に考へておるのであり

ますが、酪農の効果等につきましては今資料を持っておりますが、入植につきましては、一応二百八戸ばかりの人口の入植を考へておつたと思ひま

す。そのほかの経済効果につきましては今ここに資料を持っておりますが、後刻その資料をお手元に差し上げたいと思ひます。

○天田勝正君 そのことはすでに先般の分科会の審議におきまして明細なる報告を受ける、こういうことになつて、一向あなた方は出してこない。それでほかの委員諸君には、まことに私だけ時間をとつてお気の毒だけれども、繰り返さざるを得ないわけだ。御

了承を賜りたいと思ひます。

○天田勝正君 それでは、しからば、この地域を開発してよその地域の農民がここに来て、今あげられたような食糧増産になると、こういうのではあるまいと思ひます。今までそこに人がいなかったところですから、それは農業をやるとに五里も十里も先から通つてきてやるなどということは、日本

の今の農業ではとてもそれは言語に絶したことなので、そうすればほんとにこの隣接のところから増反してこれを耕すか、さもないれば他から入れ

るかの、こういう二つに一つだ。この場合に他から入れて二百八戸だ、それはあなたの方から二百八戸だ、それはあなたの今の答えも、先般私の聞いたところも間違いない。ところが予算

は昨年度は四億六千八百万円、今年度は八億五千万円、そのほかです。今の国庫債務負担行為は、そのほか。そこで通算ここに幾らかかるのだという質問に対しては、八十億かかる。八十億かかつて、その経済効果は二百八戸を言はざるを得ない。農家人口のことは過ぎやしないか。農業人口のことは言はざるを得ない。いかがなのですか。よそで八億も十億もかけて、私は増玉みたい、もうあと耕すところはなくとも、秩父の山の高原を開発したつて、八十億も費して二百八戸しか戸数がふえないなんていうことはあり得ないことです。だから、過日も答

えられないで、これにはすべての人がびつくりした。どうなのですか。

○政府委員(田上辰雄君) ただいまのお話の中にありました数字につきまして間違ひがあると思ひますので、ちよつとその点を御猶予をいただきます、お答えをいたしたいと思ひま

す。

○天田勝正君 それでは、ついでに申し上げますが、私が申し上げたことは、先般の分科会でちゃんと記録に載つておることありますから、そしてその記録をちゃんと見てもらつて正確に答えていただきたい。さらにその点は数字が明らかでないやうでありますから、次の質問に移ります。

○天田勝正君 今度は根釧地区の機械開墾建設事業に必要な経費、これがこれまで昨年二億二千万円、今年二億二千六百万円、これが続くのです。これで、この経済効果いかにいふことになれば、その周辺の農家が若干収入を増しますというお答えなんです。そうしてこれに対する人口は一人もふえない。いいですか、私が聞いたのです、そうして答弁を求めて、そういうことな

ります。それにこの根釧地域に費す金は幾らかといへば幾億十億。十八億円で二戸も人はふえず、そうして近所の農家も若干豊かになるということであつて、その豊かになり工合もさつぱりわからない。これはすでに答弁を受けたあとなんです。これは、これは一体どうしたのですか。それじゃ、効果が無いと言われて私は理由はなかりやと思ひますが、どうですか。

○政府委員(田上辰雄君) 根釧の地域におきまする国費の総額は六億でござ

います。そうして入植戸数が二百八戸
ということでございます。

○天田勝正君 根拠が。おかしいな、
篠津がそうであつて、これは十八億と、
この間速記に載つたばかりです。そ
うすれば、いずれがでたらめを言つた
かと、こういうことになる。

それでは一まとめにして言います
が、治山事業に必要な経費、これが二
億三百八十七万円、造林事業に必要
な経費四億四千二百万円、林道事業に必
要な経費一億六千万円、土地改良事業
に必要な経費二十億九千六十九万円。
いいですか、北海道開発事業……もう
数字は言いません。みな十四億とか膨
大な数字ですが、それから今言つた篠
津、根拠、北海道農業機械整備、こ
ういうものは一切私は農林関係だと、こ
う思うのです、いいですか、治山も、
林業も、林道も、砂防といへばこれは
洪水も妨げるから、町の方も幾らか助
かる、こつこつすることになるが、今あ
げた方はそうなる。それから河川等に必
要な経費、これも二十五億何がし、こ
ういうものも、これもしかし、助かる
ところは一番は農業でしよう、やは
り、こつこつことを並べてくれば、か
なり膨大な数字というものが農林、漁
業関係……漁業の方は今一つも言つて
ないですよ、言つてないで、今あげた
ものは少くとも農林であるということ
だけは間違いない。いいですか、そこ
で結局トータルするというと、さつき
も篠津の二百八戸、こつこつすること
から、農業だけに天田委員は開発と
いうものを見ておると幾らおつしやつ
ても、これでは何ともこの開発の効果
というものは少な過ぎる。これは今年
だけのことを言つてゐるのではない。

最後の五年が過ぎた話、しかも二度
目の。こつこつすることについてそれはあ
くまで経済効果があるのだとおつしや
るか。

○政府委員(田上展雄君) ただいまお
あげになりました各事業のうち、河川
はこれを農業にお入れになるのはいか
がかと思ひますが、それにしましても
相当な農業関係の開発の中に国の費用
を入れておるといふことはごもつとも
だと存するのであります。しかしその
結果がただ二百八戸の人口増になると
いうお話でございますが、二百八戸と
いうのは、これらの事業の中の根拠の
パイロット・ファームにおける計画の
数だけでございまして、これだけのこ
とのために、お話のような農業関係の
費用を全部傾倒してゐるようによつて
しやられるのはいかかと思ひのでござ
います。

○天田勝正君 だから、ますますわか
らぬ。まだこれはふえる数だけ私は申
し上げてゐるのですよ。これだけに、
それじゃ総体に農業に金をつぎ込ん
で、じゃその新しい新開拓でなくて、
古いところの定着するなりあるいは若
干ふえるなりならいいけれども、既存
の方は減るのですよ、あなたもお認め
になつてゐる通り。すでに五カ年間で
三千戸は減つておる。これは過日の予
算委員会の審議で、やはりお答えに
なつておるのですから、あなたの方の
方が減るのですよ片方は。だから開
発されて、この金をつぎ込んだところ
だけを、私はまだいい方の条件をここ
に出してゐるのだ。ふえてゐる方だけ
をいつてゐるのだ。減る方を差し引け
ば逆になるのですよ、それは。だから効
果としては二百八戸というのは、ずい

ぶんあなたの方を大へんバック・アップ
した私は引例だよ。減る方までもト
ータルした日にはえらく減つちやつて、
農業につき込んだのは全部ただなんだ
ということになつてしまふ。

○委員(廣瀬久忠君) 速記をとめ
て。

〔速記中止〕

○委員(廣瀬久忠君) 速記を始め
て。

○栗山展夫君 私も天田委員に就い
て、いざ機会を見て、北海道開発
あるいは東北開発の問題についてお尋ね
をしたいと思ひます。そこで、ちよつ
と今後の私の頭をまとめる都合があり
ますので、お尋ねをしておきますが、
政府は、北海道開発法そのものを、最
近あなた方が説明されておる趣旨に
のつとつて、改正をする御意思があら
れるかどうかということ、一番最初ス
タートしたときの構想と相当これは
違つた構想のもとに北海道の開発はや
らなければならぬ、こつこつことが私
は出てゐると思ひますが、こつこつ
考えを持つておいでになるかどうか。
もしその必要がないということでは、ど
んどんおやりになるとすれば、私も
大いにこれは議論しなければならぬ。
この点が一つ。

それから第二点は、過日私は文春の
四月号に載つた中谷博士の論説を中心
にして、二、三お尋ねをしたことがあり
ますが、これについて、たしか北海道
開発次長のお名前であつたと思ひま
す、その名をもつて、五月号に、相当
手きびしいまた反論をせられておりま
す。従つて、この反論は次長個人として
お書きになつたものか、あるいは北海
道開発庁を代表して、北海道開発庁の

意思として、政府の意思としてこれを
お載せになつたのか、この点を一つ明
確にしておいていただきたい。私はそ
のお答えいかにによつて、また質問申
し上げのことを整理しなければいか
ぬと思ひます。

○政府委員(田上展雄君) 前段の、北
海道開発法に基いて、引き続いて北海
道の開発を現在の同じ考え方方で進める
かという御質問であつたと思ひます
が、(違ふ)と呼ぶ者あり、北海道開
発計画は、第一次五カ年計画に引き続
きまして、第二次五カ年計画として、
内容につきましては、第二次五カ年計
画は、過去の第一次五カ年計画の実績
のことも考え、新しい情勢も加へ、内
容につきましても新しく産業振興も加
へ、また文化、厚生、労働の、開発に
関係の深い事業も加へまして、開発を
いたすことにいたしました。

第二の、中谷論文に對します文春五
月号に私の名前が出ておりますのは、
私個人といたしまして文春に寄稿をい
たしたのでございまして。しかしなが
ら、これにつきましては、関係方面の
御承認を得てやつてゐることござい
ます。

○栗山展夫君 関係方面とはどちらで
すか。

○政府委員(田上展雄君) 大臣の御了
解を得てやつてゐるということござ
います。

○栗山展夫君 大臣と申しますとどな
たですか。

○政府委員(田上展雄君) 川村大臣の
御了解を得て。

○栗山展夫君 そうするというと、個
人の署名入りではあるが、開発庁の意
思であるとしてよろしいですか。

○政府委員(田上展雄君) 内容は私自
身の責任において書いたものでござ
いまして、手続上、大臣の御了解を
得て発表いたしましたということござ
います。

○栗山展夫君 第一問の方は、私の質
問に答えておられないのですがね。私
が申し上げたことはこつこつことなん
です。これはもう、まごうかたなく、
北海道開発法の精神というものは、食
糧増産と人口吸収、この二つが目的な
んです。そうして、財政投融資をして
開発をするといふことは、これはあく
までも手段なんです。これはもう一貫
して流れてゐるのです。あなたの方か
らいただいた資料でも流れてゐるのだ
が、しかし、こつこついう工合になかなか
いかない部面が出てきた。これは率直
に認めておられるわけですか。あなたの
反論でも出ておられます。従つて、そ
ういふことであるならば、また違つた角
度で北海道開発法そのものに手を加え
て改正をせられる御意思があるかどう
か。意思がないということであるなら
ば、あやまちを繰り返していくことにな
るし、この際はもう一度五カ年間の
実績に従つて、北海道開発法そのもの
を根本的に再検討してもらいたいとい
うことであれば、私もまたわかるわけ
ですが、そのどちらであるかといふこ
とのお尋ねなんです。

○政府委員(田上展雄君) 北海道開発
法を改正いたしまして、別な目標を立
てるという意思はございません。

○栗山展夫君 大体わかりましたか
ら、それに従ひまして、私もいざれ機
会をみて質問をいたしたいと思ひま
す。

ますが、そのときには各省各庁の長はこの地方の審議会に諮問して意見を聞かなければならないことになっておるわけでございます。これはその境界の一事確定ということとは非常に重要なことでございまして、それを役所側の一方的な見解だけで決定したことは穩当ではございませんので、第三者の裁定を

その次はこの第十四条に一号を加えた
した件でございますが、行政財産を國
以外のものに使用させようとするとき
には大蔵大臣に協議をお願いいたすこ
とでございますが、これはたとえば庁
舎、あるいは庁舎の敷地等を外郭団体
に使用させたり、あるいはその他の國
以外のものに使用させておる実情がご
ざいます。たださへ狭い庁舎をそうい
う外郭団体に広いスペースを割くこと
はどうかと思っておりますので、そうい

ございますが、従つて管理に十分手が回りがねたような実情でございます。従つて今後この実態調査を計画的に実施したいと思ひまして、すでに前年度におきまして五百件程度全国的に選びまして実態調査をいたしまして、その状況によりまして今年度から三、四年程度にわたりまして、経済的に価値の高い財産につきまして特にこの実態調査を計画的にいたしたいと思つてやるようなわけでございます。そのよう

すと隣接地の立ち入り、あるいはまた隣接地ではなく少し離れたところでございませうけれども、いろいろ調査測量のために立ち入りのような必要があるかと思ひますので、そういうような場合を予想いたしましてこのような規定を設けたわけでございませう。しかしこれはどこまでも相手方に通知するなり、あるいは公告いたしまして、相手方の権利を侵害いたさないように慎重にやりたいと思つております。

その次は三十一條の三でございますが、以下四、五と境界確定に関する規定がございませうが、この境界確定に関する規定は国有林野法に同じような規定が現在あります。その規定と大体同じでございますが、さらにそれより一層、私権の尊重と申しますか、隣接地の所有者の私権を尊重する意味におきまして、先ほど申しましたように、地方審議会の査定部会でありませうが、境界査定部会に必ず審問いたしまして、特にその点を慎重にしていきたいというふうに心がけております。これを概略申し上げますと、まず各省各庁は隣接地の所有者に対して、立会場所とか期日とか、その他必要な事項を通知いたしまして、境界を確定するための協議を求めます。そして相手方が立ち会わなければ、相手方が協議に応じなければだめでございますが、相手の協議を求めまして、そして境界が確定すればそれでいいわけでございますが、その協議がでないからといって、国の方で一方的に境界査定処分をいたすことをしてはならないことになっております。

十一條の四にございませうに、市町村の職員の立会を求めまして境界を定めるための調査を行うわけでございませう。そしてその調査を行なつて境界をきめるわけでございますが、しかしこの境界をきめるのは、三十一條の五にありませうに、相手方が六十日以内に境界に同意しない旨を通告してこない限りは、相手方の同意があつたものとみなしまして確定するわけでございませう。どこまでも相手方の意思を尊重してゐるのでございまして、国の方で一方的にきめるようなことはないうわけでございませう。

それから最後に、国有財産の増減及び現在額総計算書あるいはまた無償貸付状況総計算書でございませうが、これは現在数字の列挙にとどまりまして、これだけごらんになりましたら、管理処分の実態がなかなかつかめないやうなふうになっておりますので、やはりこの実態を広く国会の方に御了解願うことが大事なこととございませう。これをわかりやすく説明いたした説明書を添付いたしたいというところとでございます。最近国有財産白書というものを出版してございませうが、これに白書を添付して、一般大衆向けの説明書をその白書という形に今後したいと考えておる次第でございます。

それから附則の方にございまして、今申しましたような境界確定の規定を設けますと、現在国有林野法に設けてございませうな規定は不必要になりますので、それは削除いたしまして、今後すべてこの改正されます国有財産

法に従つて境界確定が行われるような措置を講じてございませう。以上簡潔でございませうが国有財産関係の概略説明を終ります。

次に国有財産特別措置法でございませうが、この改正の要点は、たとえば赤羽火薬庫の跡がございませうが、ちやうど赤羽駅をおりまして左の方に十五分程度歩きますと、旧陸軍赤羽火薬庫がございまして、現在そこは東京都の知事に無償貸付いたしまして、そこに三百七十二世帯入つております。旧火薬庫でございませう。これは土地が二万六千三百二十七坪もございまして、この広大なところにわずかに三百七十二戸しか家がないわけでございますが、あの辺の土地は非常に住宅地として適当なものでございませう。それからまたその建物も相当腐朽してございまして、危険な状態にございませうので、これをいつまでも放置するわけにも参りませう。従つてこの際第二種公営住宅を東京都に作つていただきます。そしてこの三百七十二世帯の方々をそこに収容していただきます。しかもその第二種公営住宅を立体的に建てますと非常に土地が余つてくるわけでありませう。その土地を現在問題となつております住宅地に活用いたしたら、一石二鳥と申しますか、建物の方もきれいになりまして、また土地も余つたのも出て参りまして、それが住宅地として活用されるようなこともございませうので、そのような措置をいたしたい。それをいたすためにはある程度の助成をいたさないとなかなかさういふことがうまくいくものではございませうので、現在地方団体が住宅地に国有財産を使用する場合におきましては、五割以内の減額減渡

あるいは貸付をすることになっておりますけれども、場合によりましてはそれ以上の優遇措置も講ぜられるように、ここに書いてありますような方法によりまして、地方団体にその土地を譲渡することができるような道を開いたわけでございませう。従つてその取りこわすべき古い建物等は、これは腐材等となりませうから、それはその地方団体に譲渡いたすというようにございませう。これにねらつてゐるわけでありませう。これはちやうど御審議中の国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案にございませう。立体化の思想と一連のものでございまして、こういうものを高層化いたしまして、なるべく土地を効率的に使おうという考えから、こういうやうなものになると同時に、この場合におきましては特に保安上危険な建物を一日も早くきれいなものにいたしたいというところから、このような法律案を提案いたしておる次第でございませう。何とぞよろしく御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(廣瀬久忠君) それではただいまの二案に、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案及び国有財産特殊整理資金特別会計法案を加えまして、四案を一括して質疑を行いたいと思ひます。

○天田勝正君 まず国有財産法の説明で、一その管理及び処分を適正に行うことに資するため、国有財産審議会を法制化するとともに、「云々と、こうなつております。そうすると、今までの管理や処分が適正でなかつたという事実があつたので、かようなことになつたと思ひますが、さううでございませうか。

○説明員(天野四郎君) われわれといひましては最大の努力をして参つたわけでございますが、そのような点もなきにしもあらずということで、このような措置をお願いした次第でございませう。

○天田勝正君 この各省各庁の長が管理をしてゐる、その管理の責任をそれぞれ明確にしていこう、こういうのも一つこの法律の改正の目的でありませうが、それでは過去においてさういふことは明確になつておらない部分もあつた、こういうことですか。

○説明員(天野四郎君) 各省各庁の国有財産の管理の状況でございませうが、行政財産はその財産を主管する各省各庁が管理すること、これは法律上明確になつております。それから普通財産は原則といたしまして大蔵大臣が集中的に管理する建前になつてございまして、場合によりましては各省各庁で管理する場合がございますが、原則といたしまして普通財産は大蔵大臣が管理することになつております。そして同時に大蔵大臣は、各省各庁を通じて、総括と申しますか、そのすべてのコントロールと申しますか、さういふやうなことをやつていく建前になつております。その点は從來も明確でございませう。

○天田勝正君 私がなぜさういふ質問をするかといへば、ここに一つ例をあげた方がいゝと思う。かつて私は、会計法の審議の場合にもこの例を持ち出して、実は明確な答弁を得ておらなかつた。たとえば私が今おる参議院会館のすぐ隣に旧陸軍の鉄塔が三つあつた。あれは一体それでは旧法律においてはだれが管理しておつたのですか。

○説明員(天野四郎君) あれは旧法律においてはだれが管理しておつたのですか。

○説明員(天野四郎君) あれは旧法律においてはだれが管理しておつたのですか。

○説明員(天野四郎君) 御質問の鉄塔は農林省の横にありますが鉄塔と存じます。

○天田勝正君 いや、ここにあった旧陸軍省の中に、私どもの会館のすぐ下に……。補足します。なぜ私がその質問をするかといえはですね、いいですか、あの鉄塔を二カ月かかってガスでばたばた分断して売つたつちやつた人間がいる。それはもちろんあとでわかつて懲役に行きました。とにかくあれだけの旧陸軍の鉄塔ですからね、夜陰にひそかにこれを盗んでいくなどというまねはできつこない。これはまづ昼間二カ月かかった。だから今どこにありまつかと言つても今ありやしな

い。取られてしまったのだ。ああいうのは一体だれが管理しているのか。そういうところに国有財産法の一体無責任な管理という問題が起るのです。だから具体的に私は例を知っておるがゆえに今聞いたのです。これをついて持ち出して、これは往生して参るのだ、あなたの方は。だからそういう不備な点が今までにあったのではないかと冒頭に質問しておいたのです。どうなんですか。

○説明員(天野四郎君) ただいまの鉄塔はおそらく国会図書館の敷地の中だと存じますが……。

○天田勝正君 違ひよ。

○説明員(天野四郎君) 参謀本部の三宅坂の近くでございますか。

○天田勝正君 そうそう。

○説明員(天野四郎君) あれは実は国会の所管になっておまして、国会が管理されるべき立場にあります。(笑声)

○天田勝正君 そうでないのだよ。それは、つまり議員会館の敷地内でもな

い。その一つは敷地内。三つあつて一つは敷地内。だからそれは国会の管轄かもしれないが、あとの二つはその中間にある。中間といつたて少くとも国会側ではない。あれはどういうのですか。

○説明員(天野四郎君) では詳細調べてお答え申し上げます。

○天田勝正君 これは詳細調べて答えることに前の会計法のとくにもなつておるのだけれども、こない。だから私は、今までも管理や処分というものは必ず、それは、その悪意であるなしは別として、とにかく不十分のものであつた、こういうことだろうと思ふけれども、そうでなければ、ここに新しくこの法律などの改正を別にしないで、もいと思ふのですがね、その点いかがですか。

○説明員(天野四郎君) 天田委員の御質問、思い出しました。昨年物品管理法の審議をしたときに、そういう御質問が出たそうで、私ちようどあいにくその場におりませんで、そのとき調査した資料がありますので、後ほど一つ御連絡申し上げます。

それからその前半の管理の問題であります。まあ、あの手この手で国有財産の管理処分を適正にやつていきたと思ひまして、それで今お願いしておるわけでありまして。

○天田勝正君 今のは一番わかりやすいことで一つの例をあげたのです。そのことによつてあなた方を責めようとは思つていないのです。しかし、国有財産は、説明にもありますように何しろ膨大なものであつて、その管理処分をしつかりやつていただきますと、

それはやはり国民の税負担で成り立っている財産でありますから、よりしつかりやりたいというのが私どもの希望でもある。ところが、この国会のすぐそばでさえも、さういふ始末である。ここに私どもの非常な不安があるので、そこで、この間、国有財産白書を私どももいただいております。ああいうものを出しただけでも一つの進歩であるとは思ひますけれども、ああいうものを見ても、さういふ不始末、今私

があげた例が今起きていれば大へんな不始末として追及するのであるが、時効になつたから、これは笑話のようにしておりますけれども、その表面に出て来る白書などには、いわゆるだれの不始末であるかわからぬような問題は、これは出て来ないのです。そこに困る問題が起きて来るのであつて、私はとにかく、一つには良心の問題であらうと思ひますけれども、今のところは、それではただ大蔵省が把握する場合に、各省各庁が管理しておる財産にしてこれを統合的に大蔵大臣、こ

うなるのでしようが、大蔵省が把握する場合にただ帳面つらだけの引き合せて今までのところはやつておられたのですか、どうなんですか。

○説明員(天野四郎君) 総括の、つまり内容の説明であります。それはまず第一に消極的には、各省各庁が、たとえば土地を取得したいとか、建物を取得したい、さういふような場合には大蔵大臣に協議することになつております。また交換したいとか、また

よその省からさういふ財産を自分の省の方に所管権を受けたという場合には大蔵大臣に協議が参ります。私どもの方では、そのことの適否を判断した

しまして、いろいろと御回答申し上げてゐるわけですが、これが一つの方法でございます。それからまた、たとえば火事で焼いたとかいふような場合には通知をして来ることになつております。これも総括の一つの方法であります。それからまた積極的には、こちらから各省が使つております財産の状況を实地調査いたしましたり、あるいはまた報告資料等をお願いしたり、何かいいたしまして、積極的にこちらから出ております。そのために国有財産監査官というものが中央にも地方にもございまして、さういふような先ほどのような書類を通して不審に思つた点をいろいろ調べまして、実際に現場に行つていろいろと確認いたしてございまして、もしいけなひな点がございしたら、それは是正方を求めております。それからまた決算には、一年間におきます国有財産の増減というふうな報告書を各省からいただまして、いろいろとさういふ面からもチェックしております。まして、まあわれわれの方としましてはできるだけのことをやつておるつもりでございます。

○天田勝正君 今言めてゐるのではありません。だから、できるだけやつておりますとか、さういふ答弁は私は求めてゐない。問題は、国民の税負担で成り立っているものだから大切にしなければならぬといふ前提で、私、質問しているのです。不備があれば人間をふやすといふことも必要でしょう。そこでお願いしたいのは、帳簿上の引き合

せといふのはそれは一つの形式であつて、有体財産なんだから、問題は実態をどう把握しているか、ここに私はやはり焦点を合せなければいけない、こ

う思ひます。そこで定期的に確認を一体してゐるのですか、してないのですか。

○説明員(天野四郎君) 全国に二万以上にもわたつて口座がございまして、その口座と申しますのは、たとえば税務署とかさういふものが一口座になります。それから多数な口座があります。それから私の方のスタッフといたしましては、普通財産の旧軍用財産とか物納財産を売つたりするもの、さういふものを全部合せて三千人というわけがあります。とてもさういふ点から申しましたら手が回りませんけれども、しかしいろいろなことを、資料なんかを集めて、いろいろとあやしいものにつきましては現場に行つて見ております。従つて全部をチェックするといふことはとてもできないわけでございます。それはそれぞれ各省庁の良識ある、何と申しますか、さういふ御協力を期待しておるわけでありまして。

○天田勝正君 あやしいものについては調べるといつたつて、あやしくなつたときにはなくなつてしまふ。今の一番いい例でしよう。あやしいときにはかけも形もなくなつちやつて、調べたつて、さつきの説明で直さるというふうなことがあつたけれども、直りやしないですよ、とても。そこにやつぱり問題があるので、そこで私の聞くのは、人数が少ければ少ないで、一年一度の定期検査はできないまでも、三年に一ぺんなり……。だから二万件あれば、たとえば今年度はその五千件をやる、それからその翌年度に五千件見ると、こゝろ順ぐりにすれば、二万件あれば四年かかれば、もう四年目に一

べんは見れると、こう思うのですが、そういうことをやっても足りないのですか、これを聞きたい。

○説明員(天野四郎君) 二十六年度から国有財産の実地調査というものを始めたわけでございます。それで三十一年度で大体各省を一巡いたしたわけでございます。しかしその一巡と申しますような意味においてございまして、二万口座全部を見るというわけにはとても参りませんので、その各省については、場所によりましては六割程度見た、あるいは三割程度見たところもございまして、一応各省は見つて回ったわけでございますが、これからまた何分われわれ自身の管理処分すべき普通財産の方に問題がいろいろ起つてゐるわけでありまして、まずこの方を取めてということで、その方に相当力を使つておりますが、これもだんだんおかげさまで軌道に乗りつつありますので、これからそういうような各省の財産についてはまた定期的に計画的にやつていこうと思つております。

○天田勝正君 それでは、その国有財産といつても、さつきあなた自身も言われるように、税務署などで使つておる大ぜいの人がそこに働いておる、そして土地だつて、えらいあまつていのじゃない。というのは、まさかそれをよそへ転売するほどなからうし、また隣近所の連中が半分そこを占拠してしまふというふうなこともない。それから外形から見ても、これは建物があるというところは、はつきりするもので、内部の改造くらいはどうか知らぬけれども、しかし国有財産としてはそこに厳然としてある、こういうことは

当然わかります。私は、さつきちよつとあなたも特別措置法の改正のときに例を引いたように、地方公共団体に貸しているものは余つておる。こういうようなものが不法占拠されてしまつた。実際それが既成事実になつてしまつて、さて旧態に戻さうとしたつてやつぱり戻らない、こういうことが一番問題なんですから、そういうものだけでも見て行くのは、私はその時間ばかりからぬと思つてますがね。まあ埼玉県なら埼玉県一つ例にとつても、三日も歩けば一応こは、あるなしというところだけは、それは一寸や二寸はみ出されてゐるかは知らぬけれども、とにかくそこに国有財産としてはある、これだけの確認は、一県一人で三日もかかれば見て歩けると思うのですが、それでもできないのですか。

○説明員(天野四郎君) そういうことを確認したために、今年度から三カ年にわたつて、重要なものにつきては計画的に実地調査をいたしたいと考えておるわけでございます。これまでもいろいろやつておりましたけれども、何分、処分の方に重点を置きまして、歳入確保という方面から要請もございましたので、それからまた戦後の経済の復興とか、民政の安定とか、そういう方面に寄与するために、財産の活用という方面ばかりに重点を置き過ぎたので、管理になかなか手が回らなかつたような状況であります。が、これからはそういう点を計画的に実地調査したいと思ひます。

○天田勝正君 下十条と王子の間だと私は記憶しておりますが、あそこは堤防みたいなものがあつて、かつては

ルールが敷かれて、隅田川の方からずっと火薬庫の方まで線路が伸びておつたと思ひますが、現在でもその跡がある。ところがあの上には一ぱいバ拉克が建つていますね。あそこはそれが管理してゐるのですか。

○説明員(天野四郎君) ちょっと思ひ出せませんが、それもまた調べましよう……

○天田勝正君 だから、それがあやしいのだよ。だから、それは要するに、あそこへ一ぱい家があつて、あの人々は気の毒だといへば気の毒だ。しかし国有財産の管理がだらしないから不法占拠されておる。だから、さつき言つて、それじゃ元に戻しますと言つたつて、ちよつくり戻りやせんですよ、人がいるのですから。それで、それはあいつとこへ住まわなければならぬ。人は気の毒と言へば気の毒だけれども、しかしまた他の人の毒な人の税負担であつたもの、国有財産が成り立つておるといふことも、また考えなければいけない。だから、これは国有財産の議論なんといふものは、法律の十文字や五文字議論したつてだめなんです、実態で議論しなければ。そこで私は、さらにまた近い例を言います、すぐそこに三宅坂のところだ、あれは道におつてつてつとれんが塀があつた。参議院の速記者養成所の前に道路にびたつと隣接して、れんが塀があらう。今でも便所のうしろだけがそれ残つておる。いつの間にか不法占拠してしまつた、十戸ばかりのものが、ああいうものはどうなつてゐるのですか。あの不法占拠は国会で速記者養成所及び会館を建て、国会の方でそれを立ちのかせるこ

とを条件にして、所管がえをいたしたようなわけでありまして、あの件については万事国会にお願ひしてあるようなわけでありまして。

○天田勝正君 国会に來ないのをやろ。(笑)聞くところによれば、大久保利通侯が暗殺された清水谷公園、清水谷公園と参議院の宿舎——旧李王様の屋敷跡、この間に、最近一戸は片づけたが、今でも七、八戸はちゃんと住まつておる。これは国有財産だといふ話を私は聞いておるのですが、あれはどが管理してゐるのですか。

○説明員(天野四郎君) あの清水谷公園は、国有地を都が管理する公園でございまして、国の方から無償貸付をいたしておるわけでございます。従つて、管理の全責任は都が持つことになつておりました、この問題につきましては、ちよつと都市公園法というのが昨午国会で御審議願ひして……、その法律によりまして、全国的にその公園に住みついてゐる問題がございまして、それはその公園法によりまして、今後追ひ立てるような方法で、今極力財務局が中心になりましてやつております。

○天田勝正君 その住まつておる連中は、おまけにあの公園に井戸を掘つてゐる。この井戸は使つては相ならぬと書いてある。実に驚くべき習慣は権利を生ずるとはまさに私はこのことだと思ひます。われわれがあの公園の公園に行つて水を飲もうとしても、その井戸には、これは使つては相ならぬと、この住民以外は。そうしてそれが都が管理してゐるのだといふことで、一応の答弁には、役人らしい答弁にはなるし、さつきの説明では、さういふ

じやないのだから。さっきの鉄塔の問題だつてもし参議院のあれだとするならば、あれだけ通り参議院の職員がこれを見てあげて、きょうあれが取りはずされつつある、何事だというので、すぐわかるはずなんだ。だから私もはこいうり有体財産の管理というもののはきわめて簡単なんだ、やりさえすればすぐできるんだという、こいう考え方を持つておるのであつて、あなた方もそいうつもりになつてもらわなければ、幾ら法律をたくさん作つたつて、まます扱ひではだめだと、私はそう思う。これは意見を申し上げておきます。ほかの諸君も大いにあるだらう……。

○委員長(廣瀬久忠君) 四案の質疑は(一)応この程度にとどめまして、本日はこれにて散会いたします。

○委員長（廣瀬久忠君） 四案の質疑は一応この程度にとどめまして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十六分散会

午後四時十六分散會

昭和三十一年四月十六日印刷

昭和三十一年四月十七日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局